

令和6年10月11日

令和6年度「予備費」の使用について

【環境省分】

○災害廃棄物処理事業

能登地域の地震・水害により発生した大量の災害廃棄物を迅速・円滑に処理するため、特に緊急的な財政支援が必要と考えられる地方公共団体に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金による支援を実施。

○災害廃棄物処理促進費補助金

能登地域の地震・水害により発生した大量の災害廃棄物について、被災自治体が安心して処理を進められるよう、災害廃棄物処理促進費補助金により、財政力に鑑みて災害廃棄物の財政負担が特に過大となる自治体の更なる負担軽減を図ることとします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 赤羽、村越、石毛
TEL 03-5521-8337（直通）
FAX 03-3593-8263
E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

災害廃棄物処理事業



【令和6年度予備費使用額 15,155百万円】



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

能登地域の地震・水害により発生した大量の災害廃棄物を迅速・円滑に処理するため、廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して補助を行い、被災者の生活の早期再建を促進し、被災市町村における早期の復旧・復興を図る。

2. 事業内容

(1) ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

(2) し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集・運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率1／2）
- 補助対象 市町村
- 実施期間 令和6年度

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

4. 補助対象



倒壊した家屋等の解体、撤去



片付けごみの収集・運搬及び処分

避難所の仮設トイレ等の
し尿収集・運搬及び処分

災害廃棄物処理促進費補助金



【令和6年度予備費使用額 389百万円】

既存基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

能登地域の地震・水害により発生した大量の災害廃棄物について、被災自治体が安心して処理を円滑・迅速に進められるよう、被災自治体の被害状況と財政力に鑑み、更なる負担軽減を図る。

2. 事業内容

能登地域の地震・水害により発生した大量の災害廃棄物を迅速・円滑に処理するため、廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して、被災自治体の被害状況と財政力に鑑み、更なる自治体の負担軽減を図るため、「災害廃棄物処理促進費補助金」により石川県に設置する災害廃棄物処理基金へ補助を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（基金）
- 補助対象 県
- 実施期間 令和6年度

4. 補助対象



倒壊した家屋等の解体、撤去



片付けごみの収集・運搬及び処分

避難所の仮設トイレ等のし尿収集・運搬及び処分